

第1 はじめに

貨物自動車運送事業法は、高度化・多様化するニーズに対応して、民間事業者の創意工夫を生かした事業活動が迅速かつ的確に行えるよう規制の見直し、手続の簡素化を図るとともに、過労運転、過積載等輸送の安全、輸送秩序の維持を阻害する行為を防止するため、民間による自主的な活動の促進、輸送の安全を確保することにより、その防止に実効性ある措置を講ずることにより貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定されました。

第2 貨物自動車運送事業の手続

1 定義

貨物自動車運送事業とは、他人や特定の者の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいいますが、事業内容により下記のように区分されます(法2条)。

- ① 一般貨物自動車運送事業……他人の需要に応じ、有償で自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車は除きます。)を使用して貨物を運送する事業であって下記②以外の事業
- ② 特定貨物自動車運送事業……特定の者の需要に応じ、有償で自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車は除きます。)を使用して貨物を運送する事業
- ③ 貨物軽自動車運送事業……他人の需要に応じ、有償で自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限ります。)を使用して貨物を運送する事業

車
申
請
六
五

2 一般貨物自動車運送事業

(1) 許可基準

一般貨物自動車運送を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。国土交通大臣は、下記の基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないとされています(法3条・6条)。

- ① その事業の計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- ② ①に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- ③ その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- ④ 特別積合せ貨物運送に係るものにあつては、事業場における必要な積卸施設の保有及び

五
三

管理、事業用自動車の運転者の乗務の管理、積合せ貨物に係る紛失等の事故の防止その他特別積合せ貨物運送を安全かつ確実に実施するため特に必要となる事項に関し適切な計画を有するものであること。

ただし、次の①～④のいずれかに該当する者は、一般貨物自動車運送の許可を受けることはできません(法5条)。

- ① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ② 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者(その許可を取り消された者が法人である場合においては、その取消しに係る聴聞の通知が到達した日(行政手続法第15条第1項の通知が到達した日(同条第3項により通知が到達したものとみなされた日を含む。)をいう。)前60日以内にその法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。下記④において同じ。)であった者でその取消しの日から2年を経過しないものを含む。)
 - ③ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人が①、②又は④のいずれかに該当するもの
 - ④ 法人であって、その役員のうち前記①～③のいずれかに該当する者のあるもの
- (2) 許可申請の手続

一般貨物自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければなりません(法4条)。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 営業所の名称及び位置、事業の用に供する自動車(以下「事業用自動車」といいます。)の概要、特別積合せ貨物運送をするかどうかの別、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画
なお、この国土交通省令で定める事業計画の記載事項は、次のとおりです(規2条1項)。
- ① 主たる事務所の名称及び位置
- ② 営業所の名称及び位置
- ③ 各営業所に配置する事業用自動車の種別(霊きゅう自動車又は霊きゅう自動車以外の自動車の別をいいます。)及び事業用自動車の種別ごとの数
- ④ 自動車車庫の位置及び収容能力
- ⑤ 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

⑥ 特別積合せ貨物運送をするかどうかの別

⑦ 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別

また、⑥の特別積合せ貨物運送をしようとする場合にあっては、更に下記の事項を併せて記載しなければなりません(規2条2項)。

① 特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の名称及び位置

② 営業所又は荷扱所の積卸施設の取扱能力

③ 各営業所に配置する事業用自動車のうち特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置するものの数

④ 運行系統

⑤ 運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数

⑥ 貨物自動車利用運送を行おうとする場合にあっては、上記の事項のほか、更に次に掲げる事項を記載しなければなりません(規2条3項)。

イ 貨物自動車利用運送に係る営業所の名称及び位置

ロ 業務の範囲

ハ 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の概要

ニ 利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者(以下「利用する事業者」といいます。)の概要

なお、一般貨物自動車運送事業の許可申請には、必要書類の添付を要しますが(規3条)、これら申請手続の詳細については、後掲の一般貨物自動車運送事業における「許可申請書」を参照してください。

(3) 事業計画

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画に定めるところに従って業務を行わなければなりません(法8条)ので、その事業計画を変更しようとする者は、下記の事項を記載した申請書を提出し、国土交通大臣の認可を受けなければなりません(法9条1項、規5条)。

① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

② 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)

③ 変更を必要とする理由

ただし、事業用自動車で下記①・②に定める事業計画を変更するときは、あらかじめその旨を、③～⑥の軽微な事項に関する事業計画を変更したときは、遅滞なくその旨を、届け出るだけで認可申請は必要ありません(法9条3項、規6条・7条)。

① 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更

② 各営業所に配置する運行車の数の変更

- ③ 主たる事務所の名称及び位置の変更
- ④ 営業所又は荷扱所の名称の変更
- ⑤ 営業所又は荷扱所の位置の変更(貨物自動車利用運送のみに係るものおよび地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限ります。)
- ⑥ 貨物自動車利用運送を行おうとする場合にあっては、
 - イ 業務の範囲
 - ロ 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の概要
 - ハ 利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者(以下「利用する事業者」といいます。)の概要

なお、事業計画の変更認可申請の手続については、後掲の「事業計画変更認可申請書」を、変更の届出手続については、後掲の各「事業計画変更届」を参照してください。

(4) 運賃及び料金の届出

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定(変更)届出書を、所轄地方運輸局長に提出しなければなりません(報規2条の2)。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事業の種別(一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業の別をいう。)
- ③ 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
- ④ 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法(変更の届出の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。)
- ⑤ 実施日

なお、この届出手続については、後掲の「運賃料金設定(変更)届出書」を参照してください。

(5) 運送約款の認可

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません(法10条)。なお、国土交通大臣は、これらの認可をしようとするときは、次の基準によりするものとされています(法10条2項)。

- ① 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること
- ② 少なくとも運賃及び料金の取受並びに一般貨物自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること

また、一般貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合には、標準運送約款と同一の運送約款を定めたとき、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、認可を受けたものとみなします(法10条3項)。

上記の手続については、後掲の「運送約款の設定(変更)認可申請書」を参照してください。

(6) 運行管理者の届出

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるために、下記の基準により、運行管理者資格者証の交付(これらの申請手続については、後掲の「運行管理者資格者証交付申請書」、「運行管理者資格者証訂正(再交付)申請書」を参照してください。)を受けている者のうちから、運行管理者を選任して届け出なければなりません。また解任したときも、同様です(法18条、安規18条1項)。

事業用自動車(被けん引自動車を除きます。以下同様です。)の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を30で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。)に1を加算して得た数以上

ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が、当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して、当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りではありません。

なお、これらの選任(解任)届については、後掲の「運行管理者選任(解任)届出書」を参照してください。

(7) 業務の管理の受委託

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の管理及び事業の用に供する施設の保守の管理など一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければなりません(法29条、規16条)。

現在、点呼業務の受委託が認められていますが、この許可申請については、後掲の「管理受委託許可申請書」を参照してください。

なお、受委託事項の変更及び受委託の終了については、後掲の「受委託事項変更届出書」、「管理受委託終了届出書」を参照してください。

(8) 事業の譲渡し及び譲受けの認可等

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けをしようとするとき、又は一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割については、いずれも国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力は生じません。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において、一般貨物自動車運送事業者たる法人が

〔一般貨物自動車運送事業の運賃料金設定届出書〕

事業者番号	
-------	--

平成〇年4月1日

〇〇運輸局長 殿^①

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地^②
事業者名 甲野運輸株式会社^③
代表者名 代表取締役 甲野太郎 ^印^④
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

運賃料金設定届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
氏名又は名称 甲野運輸株式会社
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
代 表 者 名 代表取締役 甲野太郎
2. 事業の種別（一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業の別）
一般貨物自動車運送事業
3. 設定した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域^⑤
東京
4. 設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法^⑥
種 類 貸切運賃
運賃及び料金の額 別添1のとおり
適 用 方 法 別添2のとおり
5. 実施年月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日より実施

説 明〔一般貨物自動車運送事業の運賃料金設定届出書〕

<提出を要する場合>

一般貨物自動車運送事業者が、運賃及び料金を設定したときは、所轄地方運輸局長に届け出ることを要します（報規2条の2）。本届出書は、この場合に提出します。

<提出先・通数>

提出先は、主たる事務所（本社）の所在地を管轄する地方運輸局長です（報規2条の2）。

ただし、次の①、②に掲げる条件に適合する特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金に限り、国土交通大臣に届け出ることとされています（報規2条の2）。

- ① 運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定されていること。
- ② 起点から終点までの距離（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が100キロメートル以上であること。

なお、この届出書は、主たる事務所（本社）の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由することができますとされています（報規4条2項）。

また、提出通数は、提出先に加え、適用する地域を管轄する運輸局の数となります（平15国自貨85）。

<提出期限>

運賃及び料金の設定後30日以内（報規2条の2）

<様 式>

平15国自貨85号様式1

<記載上の注意>

- ① 届出をする行政庁は、国土交通大臣又は地方運輸局長を記載します（報規2条の2）。
- ② 届出者が既存法人の場合は登記事項証明書上の本店所在地を、設立法人の場合は定款上の本店所在地を、個人の場合は住民票上の住所を記載します。
- ③ 届出者が法人の場合は商号（法人名）及びその代表者（設立法人の場合は設立発起人等の氏名）を、個人の場合は氏名のみを記載します。
- ④ 氏名等を記載し、押印することに代えて、署名することができます。ただし、署名は必ず本人が自署しなければなりません。
- ⑤ 設定した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域について
運行系統については、運行系統毎に適用する運賃及び料金を記載します（平15国自貨85）。
地域については、運輸支局等、運輸局又は全国を単位として記載します。
- ⑥ 設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法について（平15国自貨85）

1 運賃及び料金の種類

- (1) 積合せ運賃……積合せ貨物運送（特別積合せ貨物運送を含む。）による貨物の運送に適用する運賃（(2)及び(3)を除く。）
- (2) 宅配便運賃……特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送であって、重量30kg以下の一口一個の貨物を特別な名称を付して行う運送に適用する運賃
- (3) メール便運賃…特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送による書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為が終了する運送に適用する運賃
- (4) 貸切運賃……車両を貸し切って行う貨物の運送に適用する運賃（(5)及び(6)を除く。）
- (5) 引越運賃……車両を貸し切って行う引越貨物の運送に適用する運賃
- (6) 特殊運賃……特殊な構造を有する車両を使用して行う運送その他特殊貨物の運送に適用する運賃

その他、上記(1)から(6)に該当しない運賃及び料金の種類がある場合には、その運賃及び料金の種類を記載します。

2 運賃及び料金の額

運賃の額は、輸送貨物の重量、距離等に応じて、利用者にとってわかりやすいものでなければならないこととされています。

消費者保護及び利用者の利便を図る観点から、一般消費者が利用の対象となるような運送については、確定額とすることが適切であるとされています。

料金は、運賃により一律に収受しがたい運送サービスについて設けることができるものとされていますが、その内容は利用者にとってわかりやすいものでなければならないこととされています。

3 適用方法

適用方法の記載については、運賃の種類ごとに少なくとも以下の内容について記載されているものとされています。

- (1) 適用範囲

運賃料金の適用範囲については、1に定める運賃の種類ごとに適切に定めていること。
- (2) 運賃及び料金の計算方法
 - ・運賃・料金の計算方法が適切に定められていること。
 - ・幅運賃とする場合は、その範囲は必要最小限の幅とし、その幅を明示するものとする。必要最小限を超えると認められる場合は、割増又は割引運賃を設定すること。
- (3) 運賃の割増、割引及び減額
 - ・貨物の特性、サービスの形態等から割増、割引又は減額を行うことが適当と考えられるものであること。
 - ・割増、割引又は減額の対象が明確にされていなければならないこと。
- (4) 実費負担

荷主の要求による運送に伴う貨物の荷造り、仕分等特別の負担を要するものについては実費とする。なお、その内容は利用者にとってわかりやすいものでなければならないこと。

○貨物自動車運送事業報告規則に基づく運賃及び料金属届出書の取扱要領について

(平成15年2月14日 国自貨第85号)

鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)の施行に伴い、貨物自動車運送事業法の改正に伴い、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく運賃及び料金属届出書の取扱要領について」を別紙のとおり定めたので、運賃及び料金の届出については、当分の間、これにより取り扱うこととされたい。

貨物自動車運送事業報告規則に基づく運賃及び料金属届出書の取扱要領について

1. 運賃及び料金設定(変更)届出書の提出に関する手続について

(1) 届出書の提出先及び提出部数

貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金設定(変更)届出書の提出先については、以下のとおりとする。

なお、提出部数については、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業にあっては、提出先に加え、適用する地域を管轄する運輸局の数とし、貨物軽自動車運送事業にあっては、提出先に加え、適用する運輸支局(運輸監理部を含む。以下「運輸支局等」という。)の数とする。

- ① 特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金(運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、起点から終点までの距離の合計(運行系統が重複する部分に係る距離を除く。)が100キロメートル以上のものに限る。)については、国土交通大臣。
- ② ①以外の一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金については、主たる事務所(本社)の所在地を管轄する地方運輸局長。
- ③ 貨物軽自動車運送事業に係る運賃及び料金については、主たる事務所(本社)の所在地を管轄する運輸支局長又は運輸監理部長。

(2) 添付書類について

従来、運賃及び料金の設定又は変更にあたっては、原価計算書その他運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類を添付することとなっていたが、改正法の施行以降は、これらの書類添付は不要となる。

(3) 届出書提出件数の報告について

地方運輸局長は、届出書提出件数について、別に定める様式に従い前年度分を毎年4月末日までに自動車交通局貨物課長あて報告することとする。

なお、平成14年度分の届出受理件数については、従前のとおりとする。

2. 運賃及び料金設定(変更)届出書の内容について

具体的な記載に係る取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 届出書の記載について

- ① 設定又は変更した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域について
 - イ) 運行系統については、運行系統毎に適用する運賃及び料金を記載する。
 - ロ) 地域については、運輸支局等、運輸局又は全国を単位として記載する。
- ② 設定又は変更した運賃及び料金の種類、額及び適用方法について
 - イ) 運賃及び料金の種類

車
申
請
四
九

六
三
二

- i 積合せ運賃……積合せ貨物運送（特別積合せ貨物運送を含む。）による貨物の運送に適用する運賃（ii及びiiiを除く。）
- ii 宅配便運賃……特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送であって、重量30kg以下の一個の貨物を特別な名称を付して行う運送に適用する運賃
- iii メール便運賃…特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送による書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為が終了する運送に適用する運賃
- iv 貸切運賃……車両を貸し切って行う貨物の運送に適用する運賃（v及びviを除く。）
- v 引越運賃……車両を貸し切って行う引越貨物の運送に適用する運賃
- vi 特殊運賃……特殊な構造を有する車両を使用して行う運送その他特殊貨物の運送に適用する運賃

（具体例）

- ・国際海上コンテナ運賃
 - ……専用車両により、国際大形海上コンテナを運送する場合に適用する運賃
- ・郵便物運賃……郵便物を運送する場合に適用する運賃
- ・航空貨物運賃……航空機を利用して運送される貨物を地上運送する場合に限り適用する運賃
- ・馬匹運賃……競走馬を運送する場合及びそれ以外の馬匹の運送に適用する運賃
- ・タンク車運賃……タンク車により石油類、化成品類及び高压ガス類を運送する場合に適用する運賃
- ・霊柩運賃……霊柩自動車を使用して遺体の輸送を行う場合に適用する運賃
- ・清掃運賃……専用車両により、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する廃棄物のうち、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、ふん尿を運搬する場合に適用する運賃
- ・鋼材運賃……専用車両により鋼材（鋼板、条鋼等）を運送する場合に適用する運賃
- ・ダンプ運賃……ダンプ車（荷台を原動機で傾け積載物を重力で容易に滑りおろす構造のトラック）により土砂等（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第2条第1項に規定されているものをいう）及び雪の運送に適用する運賃。

その他、上記iからviに該当しない運賃及び料金の種類がある場合には、その運賃及び料金の種類を記載すること。

ロ) 運賃及び料金の額

i 運賃の額

- ・運賃の額は、輸送貨物の重量、距離等に応じて、利用者にとってわかりやすいものでなければならないこととする。
- ・消費者保護及び利用者の利便を図る観点から、一般消費者が利用の対象となるような運送については、確定額とすることが適切である。

ii 料金の額

料金は、運賃により一律に取受しがたい運送サービスについて設けることができるものとするが、その内容は利用者にとってわかりやすいものでなければならないこととする。

ハ) 適用方法

適用方法の記載については、運賃の種類毎に少なくとも以下の内容について記載されているものとする。

i 適用範囲

運賃料金の適用範囲については、イ)に定める運賃の種類ごと適切に定めていること。

ii 運賃及び料金の計算方法

- ・運賃・料金の計算方法が適切に定められていること。
- ・幅運賃とする場合は、その範囲は必要最小限の幅とし、その幅を明示するものとする。必要最小限を超えると認められる場合は、割増又は割引運賃を設定することとする。

iii 運賃の割増、割引及び減額

- ・貨物の特性、サービスの形態等から割増、割引又は減額を行うことが適当と考えられるものであることとする。
- ・割増、割引又は減額の対象が明確にされていなければならないこととする。

iv 実費負担

荷主の要求による運送に伴う貨物の荷造り、仕分等特別の負担を要するものについては実費とする。なお、その内容は利用者にとってわかりやすいものでなければならないこととする。

③ 貨物自動車利用運送に係る運賃及び料金について

上記①及び②に準ずるものとする。

(2) 変更届出書の記載

運賃及び料金の変更届出書の提出は、変更箇所のみならず、運賃及び料金の種類、額及び適用方法すべてを提出することとする。

車
申
請
四
九

3. その他

(1) 運賃及び料金の揭示

今般の法改正においても、一般消費者の保護及び利便性の確保を図る観点から、一般消費者が契約の当事者となる運送に係る運賃及び料金については、引き続き揭示義務が課されることとなっているので、宅配便、引越、霊柩等に係る運賃及び料金については、従前のとおり揭示することとする。

(2) 運賃料金設定(変更)届出書の取扱いについて

一般貨物自動車運送事業(1.(1)①の場合を除く。)に係る運賃料金設定(変更)届出書のうち、2.

(1) ②イ) i から vi 以外のものであって、従前の取扱いとの関係において大幅な変更となる届出書については、受理後、内容を精査した上で、写しを本省に送達されたい。

(3) 届出書の提出にあたっては、別途定める様式を受付窓口へ備え、届出者等の求めに応じて配布することとされたい。

様式 (省略)

六
三
四